

# 医療法人新成医会 介護老人保健施設 緑樹苑

## 指定居宅介護支援事業 運営規程

### 第1章 居宅介護支援事業の目的及び運営の方針

#### (目的)

第1条 介護老人保健施設緑樹苑、指定居宅介護支援事業は、介護保険法及び関連法等の基本理念に基づき利用者に対して可能な限りその居宅において、生活の質の確保及び向上を重視し、その残存能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう啓蒙・支援することを目的とする。

#### (方針)

第2条 この事業は、介護保険法及び関連法の基本理念が具現されるように配慮し、利用者の総合的かつ効率的に提供されるよう努めるものとする。  
2、事業の実施にあたっては、各居宅サービス提供事業者、各保険医療機関、関連福祉施設、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービス事業者との連携を図ることとする。

#### (所在地)

第3条 この事業の事務所は、新潟市中央区神道寺2丁目4番24号、介護老人保健施設緑樹苑内の事務所に置く。

### 第2章 職員の定数・職種及び職務内容

#### (職員の定数及び職種)

第4条 この事業には次の職員を置く。但し必要に応じて職員を増員、または臨時の職員を置く事が出来る。

- 管理者 -----1名(常勤又は兼務)
- 介護支援専門員 -----1名以上(内1名常勤、その他は常勤又は兼務)
- 事務補助員 -----1名(兼務)

#### (職務内容)

第5条 管理者は介護保険法並びに関連法令を遵守し事業の運営の任にあたる。  
2、管理者は、次の事項を実施する。但し、事業の運営上重要な事項については、理事長の承認を得なければならない。  
① 諸規定の制定、改廃等  
② 職員の任免、人事・労務管理  
③ 予算・決算の作成  
④ 教育研修等の計画  
⑤ 安全衛生管理

- ⑥ 苦情処理管理
- ⑦ 広告、広報
- ⑧ その他関連事項に関する事

3、介護支援専門員は「サービス利用者中心」をモットーとし、「協働」の認識をもって、また、地域社会で支える社会資源との連携を密にし、ケアマネジメントすること。

4、事務補助員は介護支援専門員の指示に従い事務的補助を行うこととする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日は月から金までとし、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12/30から1/3)を休日とする。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 利用者の希望に応じて、時間外及び休日であっても携帯電話等で24時間対応可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 提供方法については、別に定める。正当の事由なく居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 居宅介護サービス計画費、居宅支援サービス計画費、市区町村受託費、交通費等とする。利用料の金額表は別に定める。

(通常の事業の実施地域)

第9条 新潟市の中央区・江南区・東区。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める

(苦情処理)

第11条 利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応することとする。措置の概要は別に定める。

(従業員の就業規則)

第12条 職員の就業規則は医療法人新成医会のものと同じとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第13条 その他運営に関する重要事項は、その都度運営会議に諮り理事長の承認を得るものとする。

職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しないこと。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

(施行期日)

この規定は平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

平成 19 年 4 月 1 日一部改訂

令和 5 年 3 月 1 日一部改訂

令和 6 年 4 月 1 日一部改訂